

## に まいはれめん 二の舞腫面

1	種別	有形文化財（彫刻）
2	名称及び員数	二の舞腫面 1面
3	寸法	面長28.3cm 面幅19.5cm 高さ13.8cm
4	制作年	徳治2年（1307）
5	所在地	能代市清助町7番23号
6	所有者	龍泉寺
7	説明	

二の舞腫面は、能代市清助町の龍泉寺に所在する舞楽面である。

龍泉寺は、湯殿山能代出張所が秋田市上新城にあった高倉山龍泉寺を併せ、明治19年（1886）に独立した寺院である。高倉山龍泉寺の周辺は、中世の館跡が複数存在し、当時の仏像も確認できることから、豊かな文化が育まれた地であったと考えられる。本面は、高倉山龍泉寺の寺宝として伝えられてきたが、寺院の合祀にともない龍泉寺の所蔵となった。

二の舞は、舞楽の一つである案摩<sup>あま</sup>の舞をまねようとして、うまくいかない様子をこっけいに演じるものである。演じる際、世の中の陽を象徴する明るく上品な翁<sup>おきな</sup>を表した咲面<sup>えみめん</sup>と、陰を象徴する苦痛に顔を歪める<sup>おうな</sup>姫を表した腫面を使用する。本面はまぶたの腫れが額全体に広がり、全体の形も左右不均衡になっており、苦痛が強調された表現になっている。また、左顎が一部欠損し、顎中央及び右に割れがあるものの、表に部分的に朱が残っている。裏には「奉造<sup>とくじ</sup>口瀧山寺 舞楽面也 徳治二年丁未三月日」<sup>ひのとひつじ</sup>（口は不明）と読むことができる朱漆銘が確認できることから、徳治2年（1307）に制作されたと考えられる。

本面は、制作年が特定できる紀年銘が残存することから、本県に伝わる面の中で最も古い時代に属し貴重である。

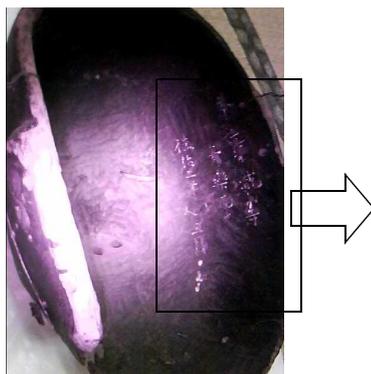
### 参考

秋田県指定文化財「二の舞面」 昭和47年（1972）6月10日 ※咲面

### 参考文献

秋田県立博物館『東北の仮面』 昭和56年（1981）9月

嶋田忠一「秋田県の仮面」『秋田県立博物館研究報告』第7号 秋田県立博物館 73-94頁  
昭和57年（1982）3月



腫面裏の紀年銘